

20. 国立青少年問題研究所設置について

〔諮問〕

科第 4 5 1 号

昭和 2 5 年 7 月 3 1 日

日本学術会議会長 亀 山 直 人 殿

内閣総理大臣 吉 田 茂

国立青少年問題研究所設置について

国立青少年問題研究所の設置について貴会議の意見を承りたい。
右昭和 2 5 年 7 月 2 6 日開催の第 1 8 回科学技術行政協議会の議
を経て貴会議に諮問する。

国立青少年問題研究所設置要綱 (2 5 . 7 . 2 4)

一、目 的

青少年の不良化犯罪化を防止し、その健全な育成を図るため、
青少年不良化犯罪化の実態と原因を究明し、その防止に関し有効
適切な総合的対策を樹立するため、社会学、統計学、法律学、教
育学、心理学、医学、遺伝学等各般の分野に亘る総合的な調査研
究を行うと共に、その成果の普及を図ること。

二、所 轄

内閣総理大臣の所轄とすること。

三、事 業

研究所はその目的達成のため左の事業を行うこと。

1. 青少年の不良化犯罪化の防止に係りのある国内及諸外国にお
ける調査研究の資料の集収整理
2. 青少年の不良化犯罪化の実態及原因に関する調査研究
3. 青少年の不良化犯罪化の防止に関する理論及実際に関する調

査研究

4. 青少年の不良化犯罪化の防止に関する国内及諸外国における公の機関及民間団体の組織及運営に関する調査研究

四、組織及び定員

組織及び定員配置は次の通りとすること。

所 長	{	総務課	9人	
		研究室	{	1 社会学、統計学、法律学関係
		2 教育学、心理学関係		
		3 医学、遺伝学関係		

五、運営上注意すべき点

1. 研究所は青少年問題に関する他の個人又は研究機関の調査研究を奨励し、助成するよう、相互の連絡、資料の紹介提供、共同研究の斡旋等に努めること。又、必要に応じ、その調査研究を他の個人又は研究機関に委託し得るものとし之に必要な委託費を相当額計上すること。
2. 研究所はその調査研究のため必要のある場合においては、国及び地方公共団体の施設に協力を求めることができるものとする。
3. 研究所は、毎年の事業計画、調査研究の委託その他の重要事項については、中央青少年問題協議会の意見をきくものとする。

〔答申〕

総発第 3 5 9 号

昭和 2 5 年 8 月 1 1 日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

国立青少年問題研究所設置について（答申）

本年 7 月 3 1 日付諮問を受けた標記のことについての本会議の意見は左記のとおりであります。

なお、これは、本会議研究体制委員会において審議した結果得られた意見に基くものであります。

記

国立青少年問題研究所を設置することは妥当と認める。

終戦後わが国の青少年の不良化、犯罪化は特に著しく、これに対しては各種の措置が講じられているにもかかわらず未だ十分な成果を挙げるに至っていない。健全な青少年の不良化犯罪化の防止並びに不良化犯罪化した青少年の矯正に関し有効適切な総合的対策を樹立するためには、各方面の専門家による総合的な研究によってその実態と原因とを根本的に究明し、指導、保護、矯正の理論と方法とが、明らかにされなければならない。以上の理由により、総合的な国立青少年問題研究所を設置することが必要である。

なお、その運営は、総理府にある中央青少年問題協議会と緊密な連絡の下に、関係の各行政機関及び諸団体とも協力して行われることが望ましい。また、本研究所が定員の僅少な点及び関係各方面との協力を密にすべき点に鑑み、予算中特に調査研究に必要な旅費及び委託費について、十分な措置が講ぜられることが望ましい。